

令和6年度日光市営デマンド交通システム導入業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本募集要項は、「令和6年度日光市営デマンド交通システム導入業務委託」に際し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

日光市営デマンド交通システム導入業務委託

(2) 業務の目的

日光市の一部地域において実施している市営デマンドバスについて、専門的な技術・手法・経験を活用し、利便性向上と運行の効率化を図るため、AIを活用した予約・配車等を可能とするシステムの導入を目的とする。

(3) 業務内容

別紙「令和6年度日光市営デマンド交通システム導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 履行期間 ※進捗に応じて変更の可能性あり

契約締結の日から令和9(2027)年3月31日まで

ア システムの初期構築及びセットアップ

契約の日から令和6(2024)年9月30日まで

イ システムの稼働及び保守・運用

令和6(2024)年10月1日から令和9(2027)年3月31日まで

(5) 見積限度額

ア システムの初期構築及びセットアップ

3,992,000円(税込)

イ システムの稼働及び保守・運用

6,600,000円(税込)

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意し、見積書を提出する際は提案限度額を超えてはならない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加するものは、次に掲げる全ての要件及び実績等を満たしていなければならない。

(1) 基本要件

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

② 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者で

ないこと。

- ③ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動について行う者でないこと。

(2) 実績・経験

- ① 過去3年以内に他自治体で同種又は類似の実績があること
- ② 将来的にLINEを活用した予約も実施予定のため、LINE予約機能の導入実績があること

(3) 提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、提案が無効となるため注意すること。

- ① 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限が本要項に適合しない場合
- ② 提案書等に虚偽の記載をした場合
- ③ 提案が、仕様書の仕様を全て満たすシステムを導入することを前提としていない場合
- ④ 提案書に記載した導入経費が、本要項で示される経費の上限を超えている場合
- ⑤ 審査や評価の公平さに影響を与える不正な行為があったと認められる場合
- ⑥ その他、本要項の規定に違反した場合

4 実施スケジュール ※進捗に応じて変更の可能性あり

項目	内容
公募開始(質問・参加表明の受付開始)	4月17日(水)
質問の受付締切	4月24日(水)
質問の回答	4月26日(金)
参加表明書等の提出期限	5月7日(火)
参加資格確認結果の通知	5月10日(金)
提案書等の質問受付開始	5月17日(金)
企画提案書の提出締切	6月7日(金)
プレゼンテーション及び質疑	6月14日(金)
審査結果の通知	6月21日(金)
契約内容の協議及び契約 システム等構築開始	6月下旬～7月上旬
運用開始	10月1日(火)

5 質問・参加表明・提出書類について

(1) 関係資料の交付及び閲覧期間

ア 市ホームページから入手するものとする。窓口での配布は行わない。

(日光市ホームページ) <https://www.city.nikko.lg.jp/soshiki/7/1032/8/1/index.html>

イ 閲覧期間：令和6年4月17日（月）から令和6年5月7日（火）まで

(2) 参加表明に係る質問受付期間

令和6年4月17日（水）から令和6年4月24日（水）午後5時までに必着

本プロポーザルに関する質疑は、全て質問書によるものとする。質問事項を簡潔にまとめ、次のメールアドレスまで送付すること（様式1）。

（建設部都市計画課交通政策係）toshi-keikaku@city.nikko.lg.jp

(3) 参加表明に係る質問回答期限

令和6年4月26日（金）までに、質問に関する回答を電子メールで回答する。

(4) 参加表明書等の提出

ア 提出期限：令和6年5月7日（火）午後5時までに必着

受付は、閉庁日を除く午前9時から午後5時

イ 提出場所：日光市役所 建設部都市計画課交通政策係

ウ 提出方法：持参又は郵送（配達記録が残る郵便に限る。）とする。郵送の場合には、提出期限までに必着とする。

エ 提出書類：

① プロポーザル参加表明書（様式2）

② 誓約書（様式3）

③ 応募者概要（任意様式）

事業概要、導入実績 等

（※上記書類のほか、必要に応じて別の書類の提出を求めることができる。）

④ 日光市入札参加資格審査申請書類（物品の製造・販売、役務の提供）一式

（※日光市への入札参加資格登録済のときは提出不要）

オ 提出部数：各1部

(5) 参加資格審査結果通知日（※参加資格者の決定）

通知日：令和6年5月10日（金）までに

通知方法：電子メール

参加資格審査結果通知書（様式6）及びプロポーザル参加指名通知書（様式8）を通知します。

(6) 企画提案書の提出

ア 提出期限：令和6年6月7日（金）午後5時までに必着

受付は、閉庁日を除く午前9時から午後5時

イ 提出場所：日光市役所 建設部都市計画課交通政策係

ウ 提出方法：持参又は郵送（配達記録が残る郵便に限る。）とする。郵送の場合には、提出期

限までに必着とする。

提出書類：

ア 提出書類及び部数

①提案書表紙（様式4） 1部

②提案資料（任意様式） 6部

・A4サイズ

・文字サイズは10.5ポイント以上とする（但し、図表中の文字は10.5ポイント以下でも可）。

・A3判を使用する場合は、A4の大きさを片袖折りにすること。

・文字の色指定は無し。

項目	内容
実施方針	募集要項や当市の現状を鑑みた上で、本業務に対する姿勢や業務効率化への提言、実施体制及びスケジュールを記載すること。
業務実績	他自治体で同種又は類似の実績（過去3年間）
システムの概要	①システムの機能性、使いやすさ ②事務効率化に寄与する機能 ③システムの拡張性、将来性
システム保守・運用支援	①保守、障害対応 ②操作方法の説明・研修や、システムサポート等の運用支援 ③セキュリティ対策 ④その他、システム保守・運用支援に関して、当市に資する提案
見積金額	見積金額

③システム機能要件表（別紙） 6部

各項目の回答欄に、対応状況に応じて以下の記号により記載すること。

○：対応可

×：対応不可

△：その他（備考欄に詳細を記入ください。）

④見積書（任意様式） 1部（押印したもの）

・本要項及び仕様書に記載している内容に基づき、見積書を作成すること。

・「構築費」「運用保守費」に分けて作成し、それぞれに詳細な内訳を記載すること。

・「構築費」は、システムの構築及び導入に係る全費用を見積もることとし、上限額は3,992,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

・「運用保守費」は、運用開始後のデマンドシステムの利用、運用サポート及び保守に係る全費用を見積もることとし、上限額は6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- ・「運用保守費」は、毎年発生する費用を年額で記載すること。なお、運用保守期間は30ヶ月の想定とする。
- ・LINE予約機能の導入時期は未定のため、本見積には含まないこと。
- ・各費用の算出にあたり、仕様書や提案書の記載項目以外を前提条件とするものがある場合には、当該条件を備考欄等に記載すること。
- ・本件は国のデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けており、日光市は令和7年5月31日までに「構築費」「令和6～8年度の運用保守費」を全て支払う必要がある。この支払に対応できない提案者は、本件における受託候補者となり得ないことから、見積書の備考欄に、「デジ田交付金への対応の可否」について明記すること。

⑤業務実施方針・業務フロー（任意様式、A4各1枚）

⑥その他効果的な提案事項（作成任意。任意様式、A4で2枚以内又はA3で1枚以内）

- イ 提出方法 持参又は郵送（配達記録が残る郵便に限る。）とする。郵送の場合には、提出期限までに必着とする。
- ウ その他 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないこととする。ただし、審査委員会からの要請のあったものについては、この限りではない。

（7）プロポーザルの実施及び質疑

次のとおりプレゼンテーション・ヒアリング・書類審査を行う。

- ア 日時 令和6年6月14日（金）
※詳細な時間は後日連絡する。
- イ 場所 日光市役所（日光市今市本町1番地）
- ウ 出席者 プレゼンテーション会場の入室者は、説明者を含め3名以内とする。
説明者は本業務を担当する者を1名以上含むこと。
- エ 内容 企画提案者1者あたりの説明時間は40分以内（セッティング・撤去・質疑応答に係る時間を除く。）とし、その後10分程度質疑を実施する。
- オ 順番 企画提案書の受付順とする。
- カ その他 事前に提出した提案書類を用いて説明すること。追加の資料は認めない。
プレゼンテーションの際は、ディスプレイ（65インチ）・電源は市で準備する。
それ以外にプレゼンテーションに必要なパソコン等は、提案者が用意すること。
企画提案者は、他の提案者のプレゼンテーションの内容を知ることはできない。

6 受託候補者の選定について

（1）審査主体

提案内容についての審査は、「日光市営デマンド交通システム導入業務委託に関する公募型

プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。審査委員会は市職員による委員で構成し、企画提案の内容について公平かつ適正な評価を行う。

（２）審査の方法

審査に当たっては、審査委員会が定めた審査基準に基づき審査委員会が行い、各委員の評価点の合計点が最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。

参加者が１者になった場合でも審査を行う。

なお、各委員の評価点の合計点が満点の $1/2$ 以上の企画提案者がいなかった場合、受託候補者の選定は行わない。

7 審査結果通知

審査結果については、審査終了後、結果通知書（様式５）により、企画提案者全員へ電子メールにて通知する。審査結果内容は、日光市情報公開条例（平成18年条例第10号）に基づき公開する。

また、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

8 留意事項

次のいずれかに該当するときは、受託候補者としての選定を取り消すものとする。また、その場合は、次順位の企画提案者を受託候補者とする。

- （１）提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- （２）審査委員会の委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- （３）受託候補者の選定から協定締結までの間に、受託候補者の資金事情の変化等により、本業務の履行が困難であると市が判断したとき。
- （４）著しく社会的信用を損なう行為等により、受託候補者として相応しくないと市が判断したとき。
- （５）受託候補者が本実施要項に定める応募資格要件に適合しなくなったとき。

9 契約協議及び契約

- （１）市は受託候補者と、業務内容、契約金額、企画提案内容について、協議し、協議が整ったときは契約を締結する。

したがって、提案内容をそのまま実施することを担保するものではない。

- （２）前項の協議が整わない場合は、次順位の企画提案者から順に同様の協議をおこなう。

10 その他

- （１）プロポーザルに応募する費用は、全て応募者の負担とする。
- （２）手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- （３）提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、市の公文書として保管するため、日光市情

報公開条例（平成 18 年条例第 10 号）に基づき、提出書類を開示することがある。
（4）提出された書類は、一切返却しない。

1 1 担当窓口

〒321-1292

日光市今市本町1番地

日光市建設部都市計画課交通政策係

電話番号：0288-21-5151

FAX 番号：0288-21-5176

メール：toshi-keikaku@city.nikko.lg.jp